

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により，茨城県知事から包括外部監査の結果に基づく措置状況について通知があったので，次のとおり公表する。

平成 30 年 7 月 31 日

茨城県監査委員	細 谷 典 幸
同	伊 沢 勝 徳
同	深 谷 一 広
同	羽 生 健 志

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 29 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は，次のとおりである。

テ ー マ	指摘件数	措置状況	
		措 置 済	今回措置
保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	11	—	11

(様式3)

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	担当部・課 保健福祉部子ども政策局青少年家庭課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>児童扶養手当給付費</p> <p>【①児童扶養手当過払い金返還金の管理について】</p> <p>児童扶養手当過払い金返還金に係る未収債権の回収に向けて、債務者に対する返済意思等の確認及び請求が行われていない。返還金に係る未収債権は、安易に消滅時効にかからせて請求権を失うようなことがあってはならず、可能な限り回収を図るべき。また、回収不能と見込まれる債権については、今後の処理方法を検討すべき。</p>	<p>平成29年度中から債務者の現況確認を実施し、住所等が把握できた者に対しては、返還金に係る未収債権の請求手続きを行った。</p> <p>引き続き、住所が変更された債務者の確認等を行い、請求等を実施していく。</p> <p>時効が確認された債権については、平成29年度末に不納欠損の手続きを行った。</p>

(様式3)

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	担当部・課 保健福祉部子ども政策局子ども未来課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
保育士修学資金等貸付費 【①貸付計画承認申請書の内容の不整合について】 県社会福祉協議会から提出された貸付計画承認申請に係る貸付計画書に内容の不整合があったにもかかわらず、所管課で看過し承認している。貸付計画承認申請については、形式的・実質的な観点から、その内容における問題の有無を把握し、安易に承認することなく、適正な業務が遂行されるよう指導すべき。	貸付計画の承認にあたっては、県社会福祉協議会と事前協議を実施するとともに、決裁過程においては、複数の担当職員により内容の確認を行うなど、厳密な審査を徹底することとした。

(様式3)

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	担当部・課 保健福祉部子ども政策局少子化対策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
県立児童センター指定管理業務委託費 【①固定資産の管理について】 全体の約4割に及ぶ備品が使用不可能と判断されながらも、対処されることなく放置されている。事業の用に供されない棄却・買い替え対象となる資産は、随時適切にその存在を把握するとともに、棄却・必要に応じて買い替え等を行い、利用者にとって安全に施設を利用できるよう、適切な固定資産の管理を行うべき。	平成29年度より、適切に棄却・買い替えを行うよう改めた。

(様式3)

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	担当部・課 保健福祉部子ども政策局少子化対策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>乳幼児視聴覚療育支援事業費</p> <p>【①契約書、仕様書の不備について】</p> <p>契約書では、委託額を算定する際に、事業計画書に定める経費から「委託事業の実施により生じた収入額」を控除するとされているが、実績報告書では、当該収入額に仕様書で定められた委託事業以外の「一般に対する視覚の精密検査」及び「一般及び乳幼児以外の聴覚の精密検査」が含まれており、これらの金額を含めて控除していた。契約書、仕様書は委託事業の業務内容、金額、責任等の業務の根幹を決定するものであり、適切に作成すべき。</p>	<p>契約書、仕様書には、委託事業の業務内容、金額、責任等を明記して作成するよう見直しを行った。</p>

(様式3)

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	担当部・課 保健福祉部子ども政策局少子化対策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>乳幼児視聴覚療育支援事業費 【③実績報告書の不備について】 受託者から提出された実績報告書の受託費収支明細書の福利厚生費に、仕様書で定めた人員以外の福利厚生費が含まれていた。実績報告書は委託事業が適切に行われているか確認する重要なものであり、県は実績報告書を精査すべき。</p>	<p>平成28年度の福利厚生費については、仕様書で定めた人員以外の福利厚生費が計上されていたが、平成29年度の実績報告書は適切に行われていることを確認した。今後も仕様書に沿った実績報告書の精査を徹底していく。</p>

(様式3)

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	担当部・課 保健福祉部地域ケア推進課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>医療・介護連携推進人材養成事業費 【①委託料精算書様式について】 事業実施報告書（様式第2号）において、添付すべき委託料精算書については、3つの事業内容別の書類とされているが、提出されたものは本事業全体での委託料精算書となっていた。委託料精算書を事業内容別に分けることで、事業内容別の実施計画書の予算との対応関係が明らかとなり、また、細分化されることで検証精度の向上に資することから、委託契約書に従い、事業内容別の委託料精算書を入手することが必要。</p>	<p>事業の検証精度の向上を図るため、平成29年度分から、事業内容別の委託料精算書を実績報告書に添付することとした。</p>

(様式3)

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	担当部・課 保健福祉部健康長寿福祉課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>高齢者自身の取組み支援事業費 【①収支決算書の内訳について】 実績報告は、収支計算書により行うこととされ、様式ではそれぞれの科目や経費区分についての内訳を記載することとなっているが、すべての内訳欄が空欄となっていた。県は、検証実効性を確保するために、委託先の県社会福祉協議会に対し、収支決算書様式に従い内訳を記載するよう指導する必要がある。</p>	<p>平成29年度の実績報告より、実績報告書の収支決算書様式に内訳を記載することを徹底した。</p>

(様式3)

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	担当部・課 保健福祉部福祉指導課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>茨城県社会福祉協議会運営支援費</p> <p>【①人件費補助額について】</p> <p>運営費補助金交付要項では、補助対象人件費について、その年度内に給与改定があっても補助対象に含めないと定めているが、補助対象として支払っていた。年度内の給与改定を補助対象に含めるのであれば、交付要項の改正が必要。</p>	<p>年度内の給与改定に係る人件費についても、補助対象に含めることができるよう運営費補助金交付要項を改正した。</p>

(様式3)

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	担当部・課 (福)茨城県社会福祉協議会 (保健福祉部健康長寿福祉課)
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
茨城わくわくセンター運営費 【①共通費用の配分基準資料について】 わくわく事業推進部で使用しているコピー機については、わくわく事業推進部及び福祉人材・研修部のサービス区分で使用していることから、請求額をそれぞれのサービス区分に配分して費用計上しているが、配分計算の算定過程を残しておらず、さらに平成28年12月分のコピー使用枚数に関する証憑がなかった。会計伝票の根拠資料については、経理規程に基づき適切に作成し、保管する必要がある。	これまでも、一定の配分基準に基づきコピー代を両部に按分していたところであるが、今後はその基準による算定過程を記録として残し、保管することとした。 また、コピー枚数に関する証憑については、当該1か月分を除く全月分の証憑を確認したところであるが、今後、全ての資料について適切な保管をするよう徹底した。

(様式3)

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	担当部・課 (福)茨城県社会福祉協議会 (保健福祉部子ども政策局子ども未来課)
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
保育士修学資金等貸付費 【①貸付計画承認申請書の内容の不整合について】 県へ提出した貸付計画承認申請に係る貸付計画書に内容の不整合があった。計画策定に当たっては、要項等への準拠性の確認、実現可能性に十分検討を加えるべき。	内容の不整合については、積算ミスによるものであったが、今後はこのようなミスをしないよう、再確認を徹底した。 また、これまでの貸付計画は、国から交付される補助金の額を基に作成したものであったが、県と調整のうえ、平成30年度からは、貸付人数と金額についてこれまでの実績等をふまえたものに改めた。

(様式3)

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	担当部・課 (福)茨城県社会福祉協議会 (保健福祉部子ども政策局子ども未来課)
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
保育士修学資金等貸付費 【②修学資金等貸付台帳の未整備について】 修学資金等貸付台帳について、要領で求められている項目のうちの一部（返還開始時期，返還済額，免除済額，残債務額）がなかった。貸付件数，金額の増加に対応すべく，要領で求める要件を満たす修学資金等貸付台帳の整備を早急に図るべき。	平成30年3月に，当該年度の事業計画で定めていた「修学資金等貸付管理システム」を導入し，県の要領の規定に適合した貸付台帳を整備した。

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 28 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テ ー マ	指摘件数	措置状況	
		措 置 済	今回措置
土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	13	12	1

(様式3)

平成28年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	担当部・課 土木部道路維持課 (検査指導課)
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>道路台帳調整費</p> <p>【②（一財）茨城県建設技術公社との随意契約】</p> <p>一般財団法人茨城県建設技術公社は、経常収益の過半数を占める業務を県との随意契約により請け負っており、民間企業と比較して営業コストがかからないこと、また、行政補完型の法人であり、民間企業と比較し利益を獲得する必要性が低いことから、契約金額の妥当性を確保できるよう、当該公社の経営成績も考慮して「道路台帳作成業務委託積算基準」等の積算基準を見直すべき。</p>	<p>「道路台帳作成業務委託積算基準」等の積算基準を当該公社の作業実態を反映した適切な基準とするため、県が随意契約により委託した業務について、平成29年度中に作業実態調査を実施した。その調査結果を踏まえ、当該公社業務全体の経営成績などの観点も含めた検証を行い、平成30年度当初（4月1日から適用）に積算基準を改定した。</p>

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 22 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘件数	措置状況	
		措置済	今回措置
茨城県における都市計画事業土地区画整理事業（特別会計）に係る財務事務及び事務の執行について	42	40	2

(様式3)

平成 22 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ		担当部・課
茨城県における都市計画事業土地区画整理事業（特別会計）に係る財務事務及び事務の執行について		産業戦略部立地推進局土地販売推進課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
第3. 総合所見 3. 事業期間短縮とその効果 (1) シミュレーション結果 各地区の事業期間短縮に全力で取り組み、平成41年度事業終了予定地区は、5年前倒しし平成36年度に終了するよう努めるべき。	造成工事等の前倒しに努めながら、事業者ニーズに対応し、事業用定期借地権制度の活用や民間卸の推進など保有土地処分に取り組み、5年前倒しして平成36年度に終了できるよう努めている。	

(様式3)

平成 22 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 茨城県における都市計画事業土地区画整理事業（特別会計）に係る財務事務及び事務の執行について	担当部・課 産業戦略部立地推進局土地販売推進課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
第 4. 監査対象区画整理事業に対する監査結果報告 ＜伊奈・谷和原丘陵部地区監査結果＞ 【4】事務手続きの合規性について 5. 県有地及び保留地の売却処分について 一層のコスト削減を図り，事業全体にスピード感を持って取り組むべき。	整備計画を見直し事業費総額を縮減するとともに，事業者ニーズに対応し，事業用定期借地権制度の活用や民間卸の推進などスピード感をもって保有土地処分に取り組んだ。

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 21 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テ ー マ	指摘件数	措置状況	
		措 置 済	今回措置
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	228	226	2

平成 21 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	担当部・課 教育庁学校教育部保健体育課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>【茨城県立つくば養護学校】</p> <p>I 経理処理</p> <p>3 学校会計と団体会計との関係</p> <p>① 教職員からの徴収が生徒（中・高）と同額であるのは、改善の余地がある。 特に指導教員以外の教職員負担額は高くなってしかるべきである。</p> <p>② 民間業者に外注・市立の学校給食センターの利用・指定管理者制度の導入等の工夫も、コスト削減のため検討すべきである。</p>	<p>県立つくば特別支援学校（旧つくば養護学校）では、監査の指摘を受け、平成23年度及び26年度の2回にわたり見直しを行い、指導教員も含めた教職員の負担額を増額した。</p> <p>特別支援学校の給食は、再調理や刻み食・ペースト食など児童生徒一人ひとりの障害に対応した調理が不可欠である。</p> <p>つくば特別支援学校においては、外部監査の指摘を受けコスト削減のための各種方策を検討したが、以下の理由により既存施設を活用して給食提供を行っていくこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自校給食以外の対応では、ペースト食等、児童生徒一人一人への細かな対応が難しいこと。 ・外注等にあっては、配送費等がかさむことによりコスト削減にはつながらないこと。 ・市立学校給食センターは、市立学校への提供が手一杯で県立学校へ提供する余裕がないこと。